

甲府市文化部活動に係る方針

1 ねらい

生徒が文化及び科学等の活動を楽しむことで生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しむ基礎の形成を図るとともに、豊かな心や創造性の涵養を目指す。また、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにするため、文化庁及び山梨県教育委員会が作成した文化部活動に係るガイドラインに則り、望ましい部活動の環境を構築し、学校の実態に応じて最適な形で部活動が実施されることをねらいとする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 校長の取組

●「文化部活動に係る活動方針」を策定し、公表する

・本方針に沿って各校独自の活動方針を策定し、PTA総会等で公表する。

●顧問の複数配置や、適正な数の文化部活動設置を目指す

(2) 文化部顧問・部活動指導員の取組

●「年間活動計画」「月の活動計画」「活動実績」を作成する (校長に提出)

●合理的でかつ効果的・効率的な活動を推進する

・休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫する。

・合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進や休養については、外部指導者も同様に取り組むこととする。

3 適切な休養日等の設定

●週当たり2日以上の休養日を設定する

・平日に1日、土曜日及び日曜日にも1日以上を休養日とする。ただしシーズン期（大会等前4週間）の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。

●1日の活動時間は原則、平日2時間程度、休業日3時間程度とする

・校長は、各文化部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表するとともに、各文化部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

・長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

4 参加する大会等の見直し

●参加する大会等の見直しを行う

●参加する大会等を年間活動計画に位置付ける

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

●生徒の多様なニーズに応じた文化部活動の設置を検討する

・新たに文化部活動を創部する場合には、生徒・教員数の動向、生徒や保護者の意向、継続的な運営について十分に検討する。

●合同部活動等の取組を推進する

・部員数の減少等に伴い、生徒の活動機会が損なわれることがないよう配慮する。